

令和5年5月吉日

お客様位

茨城リネンサプライ株式会社
代表取締役 伊村 佳洋

新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から5類感染症に位置付けされてからの寝具類の洗濯取り扱いと致しまして、令和5年3月31日付けの厚生労働省医政局地域医療計画課からの事務連絡にも記載されております、「医療法の一部改定する法律の一部の施行について」(平成5年2月15日付け健政発第98号厚生省健康政策局長通知)及び「病院、診療所等の業務委託について」(平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知)を厳守して頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

【委託出来る寝具類の範囲】

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの(汚染されている恐れのあるものを含む。)においては、病院において定められた方法による消毒が行われていないもの以外。
- ※ 1類感染症から4類感染症又は、新感染症に汚染されているもの(汚染されている恐れのあるもの)であって、病院において規定に基づいて定められた方法による消毒が行われていないもの以外。
- 診療用放射性同位元素により汚染されたもの(汚染された恐れのあるものを含む。)以外。

【感染の危険のある寝具類の取扱い】

- 感染の危険のある寝具類については、その洗濯を外部委託することが出来るものであっても、やむを得ない場合を除き、これに係る消毒は病院内の施設で行うこと。(例外的に消毒前の寝具類の消毒を外部に委託する場合には、感染の危険のある旨を表示した上で、密封した容器に収めて持ち出すなど他へ感染する恐れのないように取り扱うこと。)
- ※ 5類感染症や、その他感染の危険のあるものについて、これに係わる消毒は原則的に病院内の設備で行われた上で、委託しなければ成らない。
「やむを得ない場合」とは、基本的に災害時の非継続的・一時的な状況と解釈される。

作業従事者の安全確保、感染拡大防止の観点からも、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。